

# 東京基督教大学大学院学則

2012年（平成24年）4月1日施行

## 第1章 総則

（趣旨）

第1条 この学則は、東京基督教大学大学院（以下「本大学院」という。）の教育課程その他必要な事項について定めることを目的とする。

2 この学則に定めのない事項については、本学学則を適用する。

（大学院の目的）

第2条 本大学院は、本学の建学の精神に基づいて、教育基本法に則り、学校教育法の定めるところに従い、キリスト者である男女に、神学に関する学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥をきわめ、高度専門職業人である教会教職者（牧師・宣教師・伝道者・教会教育従事者・教会主事等）および神学研究者・教育者としての深い学識、卓越した能力および品格を培い、教会と社会の安寧と発展に寄与することを目的とする。

（名称）

第3条 本大学院は、東京基督教大学大学院と称する。

（所在地）

第4条 本学は、千葉県印西市内野三丁目301番5に置く。

## 第2章 課程、研究科、専攻、学生定員および修業年限

（課程）

第5条 本大学院に博士課程を置く。

2 博士課程は、前期2年の課程（以下「博士前期課程」という。）及び後期3年の課程（以下「博士後期課程」という。）に区分し、博士前期課程は、これを修士課程として取り扱うものとする。

3 修士課程は、広い視野に立って精深な学識を授け、専攻分野における研究能力またはこれに加えて高度の専門性が求められる職業を担うための卓越した能力を培うことを目的とする。

4 博士課程は、専攻分野について、研究者として自立して研究活動を行い、又はその他の高度に専門的な業務に従事するに必要な高度の研究能力及びその基礎となる豊かな学識を養うことを目的とする。

（研究科、専攻および学生定員）

第6条 本大学院において設置する研究科、専攻およびその学生定員は次のとおりとする。

研究科および専攻	入学定員	収容定員
神学研究科神学専攻 (博士前期課程・2年制)	18人	36人
神学研究科神学専攻 (博士後期課程・3年制)	2人	6人

(修業年限および在学年限)

- 第7条 修業年限は、博士前期課程は2年、博士後期課程は3年（ただし、法科大学院の課程を修了した者は2年）とする。
- 2 在学年数は、博士前期課程は4年を、博士後期課程は6年（ただし、法科大学院の課程を修了した者は4年）を超えてはならない。
- 3 学生が、職業を有している等の事情により、修業年限及び在学年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修し卒業することを希望する旨を申し出たときは、別に定めるところにより、その計画的な履修を認めることがある。
- 4 優れた研究業績を上げた者の修業年限については、大学院設置基準第16条または17条の定めるところに従い、博士前期課程においては1年以上、博士後期課程においては、博士前期課程における在学期間を合わせて3年以上（第13条第2項の定めにより、博士後期課程より入学した者は、1年以上）とすることができる。
- 5 大学院設置基準第18条第1項に基づき、入学前に本大学院及び他の大学院において修得した単位（入学資格を有した後、修得したものに限る。）を本大学院において修得したものとみなす場合であって、当該単位の修得により本大学院博士前期課程の教育課程の一部を履修したと認めるときは、当該単位数、その修得に要した期間その他を勘案して1年を超えない範囲で本大学院が定める期間在学したものとみなすことができる。ただし、博士前期課程については、当該課程に少なくとも1年以上在学するものとする。
- 6 前項の規定は、修士課程を修了した者の大学院設置基準第17条第1項（同条第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）に規定する博士課程における在学期間（同条第1項の規定により博士課程における在学期間を含む修士課程における在学期間を除く。）については適用しない。

### 第3章 教育研究上の目的、ポリシー

(教育研究上の目的)

第8条 本大学院は人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的を以下の通り定める。

#### (1) 神学研究科神学専攻

##### ①博士前期課程

プロテスタント・キリスト教の精神に立って、旧約・新約聖書に基づく高度で体系的な神学上の学識・深い霊性と高い倫理性・論理的説明能力・他者との協働による問題解決能力を身につけ、複雑な様相を呈する現代社会に生きる人々に対する深い理解をもって教会を形成し、より良き市民社会の実現のために貢献できる高度専門職業人としての教

会教職者を養成することを主要な目的とする。また、将来、本学または他の神学教育機関において神学の教育・研究に携わる神学研究者・教育者の養成もその目的に加える。

## ②博士後期課程

豊かな学識を養い、神学上の総合的な方法論を用いて高度で創造的な神学研究を行う。これにより、グローバル化し複雑化する教会と社会の神学上の諸課題について提言し、新しい未来の構築に貢献できる、本学や国内外の大学及び神学教育機関の神学研究者・教育者、教会・宣教団体・キリスト教NPO/NGO等の神学における高度な専門性と研究能力を持った指導者を養成することを目的とする。

(アドミッション・ポリシー)

第9条 本大学院は入学者受け入れ方針（アドミッション・ポリシー）を以下の通り定める。

### (1) 神学研究科神学専攻（博士前期課程）

#### ①「教会教職コース」

以下の項目のいずれにも該当する者であること。

- a. 将来、教会教職者（牧師・宣教師・伝道者・教会教育従事者・教会主事等）になるという召命（使命）を持ち、それらの職に就くための高度な専門教育を受けることを欲する者。
- b. プロテスタントのキリスト教会において、受洗後、または幼児洗礼の場合は信仰告白後、3年以上の教会生活を送り、本研究科への入学について教会の推薦を得られる者。
- c. 入学時まで、神学の専門基礎教育（聖書言語を含む）を修了している者。又は、本研究科の定める神学に関する知識（聖書言語を含む）を有すると認められる者。

#### ②「研究教育コース」

以下の項目のいずれにも該当する者であること。

- a. 将来、大学や神学研究・教育機関で働く神学研究者・教育者になるという召命（使命）を持ち、それらの職に就くための高度な専門教育を受けることを欲する者。
- b. プロテスタントのキリスト教会において、受洗後、または幼児洗礼の場合は信仰告白後、3年以上の教会生活を送り、本研究科への入学について教会の推薦を得られる者。ただし、教会制度をとらないプロテスタントの諸団体に属する者は、本条件に準ずる者であること。
- c. 入学時まで、神学の専門基礎教育を修了している者。または、本研究科の定める神学に関する知識を有すると認められる者。

### (2) 神学研究科神学専攻（博士後期課程）

キリストへの信仰を表明し、かつ、本神学研究科博士前期課程の修了者、他大学の同等の課程の修了者、及びそれと同等の学力があると研究科委員会が認めた者のうちで、極めて優れた学力があると認められる者。

(カリキュラム・ポリシーおよびコース)

第10条 本大学院は教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）を以下の通り定める。

(1) 神学研究科神学専攻（博士前期課程）

- a. 研究科神学専攻の下、「聖書学」領域と「神学・教会」領域を設置し、両領域から必修科目・選択科目をバランスよく配置することにより、神学に関する高度で体系的な実践的知識を身につけさせることを目的とする。
- b. 基幹科目による神学理解に基づき、学生が選択した分野について修士論文を書き上げるために、高度な専門知識と研究能力を深めることのできる専門科目群を設置する。
- c. 研究指導の一環として初年度第1学期に、神学研究の基礎を教授し、研究分野に焦点を絞る前の、総合的な神学研究への導入を行う。
- d. 「神学・教会」領域の実践的適用性を重視する諸科目と合わせて、説教と実践神学に関する演習科目において、神学の専門知識を実践に応用する能力及び教会教職者としての倫理性の涵養を目指す。
- e. 神学研究科神学専攻（博士前期課程）においては、その養成する人材像に基づき、教会教職コースと研究教育コースの2コースを設け、履修の指針とする。

(2) 神学研究科神学専攻（博士後期課程）

博士前期課程における教育研究を土台にして、より高度な研究指導を行う。また、他の研究者たちとの議論や協働をとおして問題解決を探る能力、及び論理的説明能力の涵養に留意する。

（ディプロマ・ポリシー）

第11条 本大学院は卒業認定・学位授与に関する方針（ディプロマ・ポリシー）を以下の通り定める。

(1) 神学研究科神学専攻（博士前期課程）

本研究科では、以下に掲げる3つの能力及び専攻に固有の高度な専門知識と研究能力を身につけ、2年以上の在学と所定の30単位以上（研究教育コース修了の場合は同単位数）を履修し、かつ研究指導を受けた上で、提出された修士論文又は特定の課題についての審査及び最終試験に合格した者に、修士号（神学）を授与する。

ただし、教会教職コース修了には、上記修了要件を含む38単位以上を、当該の履修モデルに従って修得する必要がある。

- a. 今日の教会と世界が直面する神学的諸課題について、旧約・新約聖書の原語による解釈とそこから導き出せる原則に基づき、キリスト教の豊かな伝統と今日の状況に照らして分析・統合し、現代に対して意味のある神学を創造的に営む能力。
- b. 自らの知見を、他者に説得力をもって伝達するための論理構築をし、表現する能力。
- c. 現代の教会と社会において直面する多様な事態に、高い倫理性と品格をもって取り組み、問題解決のために提言するだけでなく、他者を理解し協働する能力。

(2) 神学研究科神学専攻（博士後期課程）

本研究科では、博士前期課程において求められる能力に加え、以下に掲げる能力及び専門知識と研究能力を身につけ、第7条に定める期間の在学と所定の14単位以上を履修し、博士論文の審査及び最終試験に合格した者に、「博士（神学）」の学位を授与する。

- a. 神学の総合的で深い理解の上に立ち、高度で創造的な研究を行う能力を博士論文において実証し、かつ他者との協働をとおしてその研究能力を発揮できる能力。

## 第4章 学年、学期および休業日

(学年、学期、休業日)

第12条 本大学院における学年、学期及び休業日については、大学学則の定めに従う。

ただし、必要ある場合は、学長は、大学運営会議の議を経て、学期の開始日および終了日あるいは休業日について、臨時に変更することができる。

## 第5章 入学、休学および退学

(入学の資格)

第13条 本大学院博士前期課程に入学することのできる者は、献身したキリスト者で次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 大学を卒業した者
  - (2) 学校教育法第104条第4項の規定により学士の学位を授与された者
  - (3) 外国において、学校教育における16年の課程を修了した者
  - (4) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を日本において履修することにより当該外国の学校教育における16年の課程を修了した者
  - (5) 日本において、外国の大学の課程（その修了者が当該外国の学校教育における16年の課程を修了したとされるものに限る。）を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者
  - (6) 専修学校の専門課程（修業年限が4年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者
  - (7) 文部科学大臣の指定した者
  - (8) 学校教育法第102条第2項の規定により大学院に入学した者であって、本大学院において、大学院における教育を受けるにふさわしい学力があると認めた者
  - (9) 本大学院において、個別の入学資格審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、22歳に達した者
- 2 本大学院博士後期課程に入学することのできる者は、キリストへの信仰を表明する者で次の各号のいずれかに該当する者とする。
- (1) 修士の学位又は専門職学位（学校教育法第104条第1項の規定に基づき学位規則第5条の2に規定する専門職学位をいう。以下この条において同じ。）を有する者
  - (2) 外国において修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
  - (3) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を日本において履修し、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
  - (4) 日本において、外国の大学院の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了し、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
  - (5) 国際連合大学本部に関する国際連合と日本国との間の協定の実施に伴う特別措置法（昭和五十一年法律第七十二号）第一条第二項に規定する千九百七十二年十二月十一日の国際連合総会決議に基づき設立された国際連合大学（以下「国際連合大学」

という。)の課程を修了し、修士の学位に相当する学位を授与された者

(6) 外国の学校、第4号の指定を受けた教育施設又は国際連合大学の教育課程を履修し、大学院設置基準第16条の2に規定する試験及び審査に相当するものに合格し、修士の学位を有する者と同等以上の学力があると認められた者

(7) 文部科学大臣の指定した者

(8) 本大学院において、個別の入学資格審査により、修士の学位又は専門職学位を有する者と同等以上の学力があると認めた者で、24歳に達した者

(入学の志願)

第14条 本大学院に入学を志願する者は、入学願書に履歴書、所属教会牧師推薦書その他必要書類に所定の入学選考料を添えて本学に提出しなければならない。

2 提出の時期、方法については学生募集要項において定める。

(入学者の選考)

第15条 前条の入学志願者については、別に定めるところにより選考する。

(入学の手続きおよび入学の許可)

第16条 入学試験に合格した者は、所定の日までに保証人連署の上、誓約書に所定の入学金、その他の必要な経費を添えて提出しなければならない。この手続きを終了しない者は、合格を取り消すことがある。

2 学長は、前項の入学手続きを完了した者に入学を許可する。

(再入学・転入学)

第17条 本大学院に再入学または転入学を志願する者があるときは、選考の上、相当年次に入学を許可することがある。

2 前項の規程により、入学を許可された者が、本大学院以外の大学院ですでに修得した授業科目および単位数の取扱いならびに在学すべき年数については、研究科委員会の議を経て、研究科委員長が決定する。

## 第6章 教育課程および履修方法等

(教育方法、履修指導、研究指導の方法)

第18条 本大学院の教育は、授業科目の授業及び学位論文の作成等に対する指導(以下「研究指導」という。)によって行うものとする。

2 本大学院の学生は、入学の当初に指導教授と協議した上で研究主題を定め、研究科委員会の定めるところに従い、履修する授業科目を選定して許可を得なければならない。

3 授業科目の種類、単位数等は別表第1のとおりとする。

4 学長は、別表第1に掲げる科目の他に、研究科委員会の議を経て、必要な授業科目を置くことができる。

5 研究科委員会が教育上有益と認めるときは、学生が他の大学院又は研究所等において必要な研究指導を受けることを認めることができる。ただし、博士前期課程の学生について認める場合には、当該研究指導を受ける期間は、1年を超えないものとする。

(大学院において履修した授業科目の単位認定)

第19条 教育上有益と認めるときは、学生が本大学院の定めるところにより、他の大学院において履修した授業科目について修得した単位を、15単位を超えない範囲で本大学

院における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

- 2 教育上有益と認めるときは、学生が本大学院に入学する前に大学院において修得した単位（本大学院において科目等履修生として修得した単位を含む。）を、15単位を超えない範囲で本大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。
- 3 本条第1項及び2項により本大学院において修得したものとみなすことができる単位数は、合わせて20単位を超えないものとする。
- 4 本条第1項及び第2項の規定は、学生が、外国の大学院に留学した場合、外国の大学院が行う通信教育における授業科目を日本において履修した場合、外国の大学院の教育課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該教育課程における授業科目を日本において履修した場合及び国際連合大学の教育課程における授業科目を履修した場合について準用する。

## 第7章 修了等

(修了)

第20条 学長は、研究科委員会の議を経て、以下の各号のいずれかに該当する者について、本大学院博士前期課程の修了を認定する。

- (1) 本大学院博士前期課程に第7条に定める修業年限以上在学し、本学則に定める授業科目および単位数を取得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、修士論文の審査及び最終試験に合格した者
  - (2) 専攻分野に関する高度の専門的知識及び能力並びに当該専攻分野に関連する分野の基礎的素養であって当該博士前期課程において修得し、又は涵養すべきものについての試験、及び博士論文に係る研究を主体的に遂行するために必要な能力であって当該博士前期課程において修得すべきものについての審査に合格した者
- 2 学長は、研究科委員会の議を経て、以下に該当する者について、本大学院博士後期課程の修了を認定する。

(1) 本大学院博士後期課程に第7条に定める修業年限以上在学し、本学則に定める授業科目および単位数を取得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、本大学院の行う博士論文の審査及び試験に合格した者

3 学長は、修了を認定した者に対して、学位規則において定める学位を授与する。

## 第8章 入学選考料、入学金、授業料、その他の費用

(入学選考料等の金額)

第21条 本大学院の入学選考料、入学金、授業料等の金額は別表第2のとおりとする。

## 第9章 教員組織および運営組織

(研究科委員会)

第22条 本大学院神学研究科に研究科委員会をおく。

2 研究科委員会は、その研究科の授業科目を担当する専任教員をもって組織する。

3 研究科委員会は、学長及び研究科委員長（以下この条において「学長等」という。）が当該研究科に係る次に掲げる事項について決定を行うに当たり意見を述べるものとする。

（1）学生の入学及び課程の修了

（2）学位の授与

（3）前2号に掲げるもののほか、教育研究に関する重要な事項で、研究科委員会の意見を聴くことが必要なものとして学長等が別に定めるもの

4 研究科委員会は、前項に定めるもののほか、学長等がつかさどる教育研究に関する事項について審議し、及び学長等の求めに応じ、意見を述べることができる。

（研究科委員長）

第23条 研究科委員会に研究科委員長を置く。委員長は、研究科委員会を招集し、その議長となる。

2 研究科の専攻に専攻主任を置く。

## 第10章 雑則

（改廃）

第24条 この学則の改廃は、研究科委員会及び教授会の議を経て、理事会が行う。

附則 [2011年（平成23年）3月22日制定]

この学則は、2012年（平成24年）4月1日から施行する。

附則 [2011年（平成23年）8月29日改正]

この学則は、2012年（平成24年）4月1日から施行する。

附則 [2013年（平成25年）3月26日改正]

この学則は、2014年（平成26年）4月1日から施行する。

附則 [2015年（平成27年）3月24日改正]

この学則は、2015年（平成27年）4月1日から施行する。

附則 [2020年（令和2年）3月24日改正]

この学則は、2020年（令和2年）4月1日から施行する。

附則 [2020年（令和2年）6月23日改正]

この学則は、2021年（令和3年）4月1日から施行する。

附則 [2021年（令和3年）5月25日改正]

この学則は、2021年（令和3年）5月26日から施行する。

附則 [2021年（令和3年）9月7日改正]

この学則は、2021年（令和3年）9月7日から施行する。



別表第1 a (博士前期課程)

科目区分	授業科目の名称	単位数		
		必修	選択	自由
聖書学	聖書学研究Ⅰ	2		
	聖書学研究Ⅱ		2	
	聖書学研究Ⅲ		2	
	聖書学研究Ⅳ		2	
	聖書学研究Ⅴ		2	
	聖書学研究Ⅵ		2	
	聖書学研究Ⅶ		2	
	聖書学研究Ⅷ		2	
	聖書学研究Ⅸ		2	
	聖書学研究Ⅹ		2	
	小計(10科目)	2	18	0
神学・教会	神学・教会研究Ⅰ	2		
	神学・教会研究Ⅱ		2	
	神学・教会研究Ⅲ		2	
	神学・教会研究Ⅳ		2	
	神学・教会研究Ⅴ		2	
	神学・教会研究Ⅵ		2	
	神学・教会研究Ⅶ		2	
	神学・教会研究Ⅷ		2	
	神学・教会研究Ⅸ		2	
	神学・教会研究Ⅹ		2	
	小計(10科目)	2	18	0
研究・演習	神学研究の基礎	2		
	研究指導A		4	
	研究指導B		2	
	研究指導C		2	
	説教演習Ⅰ		2	
	説教演習Ⅱ		2	
	実践神学演習Ⅰ		2	
	実践神学演習Ⅱ		2	
	神学インターンシップⅠ		2	
	神学インターンシップⅡ		2	
	神学インターンシップⅢ		2	
小計(11科目)	2	22	0	
合計(31科目)		6	58	0
修了要件及び履修方法				
<p>修了要件(研究教育コース同様)は、必修科目として6単位。選択必修科目として2～4単位。そのほかの科目から選択科目として20～22単位以上(研究する領域の提供科目から主に履修すること)、合計30単位以上を修得し、かつ、修士論文または特定の課題の審査及び最終試験に合格すること。</p> <p>また、教会教職コースは、別に定める履修方法により合計38単位以上(上記履修要件を含む)を修得すること。</p> <p>(履修科目の登録の上限:29単位/年間)</p>				

別表第1b (博士後期課程)

科目区分	授業科目の名称	単位数		
		必修	選択	自由
基礎領域	神学特論	2		
	小計 (1科目)	2	0	0
専門領域	研究指導	12		
	小計 (1科目)	12	0	0
合計 (2科目)		14	0	0
卒業要件及び履修方法				
卒業要件は、基礎領域として2単位、専門領域として12単位、合計14単位を修得し、かつ、博士論文の審査及び口答試問試験に合格すること。				

別表第2 (2015年度から)

	神学研究科神学専攻	
	(博士前期課程)	(博士後期課程)
授業料	※672,000円	※672,000円
施設費	195,000円	195,000円
教育充実費	51,000円	24,000円
計	918,000円	891,000円

※2014年度以前に東京基督教大学学部に入学者(または編入生)し、卒業後直ちに大学院に進学した場合(前期課程修了後直ちに後期課程に入学者を含む)は588,000円

入学選考料	35,000円	35,000円
-------	---------	---------